



Earth Negotiations Bulletin
Bonn Climate Change Talks
<http://www.iisd.ca/climate/sb32/>



財団法人 地球産業文化研究所
<http://www.gispri.or.jp>
Tel: +81-3-3663-2500 Fax: +81-3-3663-2301

Vol.12 No. 470

2010年 6月 10日(木)

SB 32、AWGハイライト

2010年6月9日水曜日

午後、SBI/SBSTA合同セッションが開催され、UNFCCC事務局長Yvo de Boerの歓送会を行った。夕方、SBIおよびSBSTAの閉会プレナリーが開催された。コンタクトグループと非公式協議は、一日中開催され、AWG-LCAでは第3項目（COP 16提出文書の作成）、AWG-KPでは附属書I排出削減量が議論された。

SBI/SBSTA 合同セッション

午後、SBI/SBSTAの合同セッションが開催され、UNFCCC事務局長Yvo de Boerの歓送会を行った。SBSTA議長 Mama Konatéは、UNFCCC事務局長de Boerの功績について、プロフェッショナルとして、また個人として心より感謝すると述べた。

UNFCCC事務局長のde Boerは、交渉担当者、NGOs、IGOs、ビジネス社会、事務局の同僚に対し、過去4年そして14年間の努力に感謝した。同事務局長は、UNFCCCが結果を出せることを証明するのに「あとまた14年間あるわけではない」とし、サッカーを引き合いに出して、「コペンハーゲンではイエローカードを出されており、カンクンやその後、結果を出せなければ、審判の手がレッドカードにかかってしまう」と説明した。同事務局長は、前へ進む道は法的拘束力のある合意であるとし、「この法的拘束力という言葉は人により違う意味を持つ」と説明し、それなら「より広い意味で概念をとらえることができるため」いいことだと述べた。UNFCCC事務局長のde Boerは、2°C（上昇）の世界が危うくなっており、1.5°C（上昇）の世界への扉は急速に閉じられようとしていることから、「厳しい行動をとるのをこれ以上延ばせない」と強調した。同事務局長は、「政治的な本質」を議論し、技術的な問題と政治的な疑問とを分けるよう求め、マンデートを明確にするための技術面の交渉の重要性を強調した。

G-77/中国、EU、AOSIS、アフリカグループ、LDCs、環境十全性グループ、アンブレラグループ、SBI議長 Robert Owen-Jonesはそれぞれ、UNFCCC事務局長de Boerの指導力に対する感謝の意を表明した。

SBSTA 閉会プレナリー

ナイロビ作業計画：SBSTAは結論書（FCCC/SBSTA/2010/L.6）を採択した。

スリナムはAOSISの立場で発言し、NWPの進展を歓迎し、認識の向上と支援の増加を現実の行動に変えていくことが重要だと指摘した。スペインはEUの立場で発言し、NWPの継続強化に関する共通意見を構築す

るためのレビューを歓迎した。

技術移転：SBSTAは結論書（FCCC/SBSTA/2010/L.3）を採択した。

REDD：SBSTAは結論書（FCCC/SBSTA/2010/L.2）を採択した。

研究および組織的な観測：SBSTA議長のKonatéは、2010年6月3日に開催された条約関連の科学的展開に関する研究ダイアログについて報告した。共同進行役のLesolleは、非公式協議について報告し、SBSTA 34でのワークショップ開催の提案に焦点を当てた。SBSTAは結論書（FCCC/SBSTA/2010/L.8）を採択した。

手法論問題(条約)：国際航空輸送および海上輸送起源の排出量：SBSTAは結論書（FCCC/SBSTA/2010/L.9）を採択した。

附属書I年次インベントリ報告に関するUNFCCC報告作成ガイドラインの改定：共同議長のElhassanは、協議結果に関して報告し、特に報告作成ガイドライン改定版を2015年から使用することで合意し、伐採木材製品、湿地、土壌排出量に関し、IPCCにさらなる分析を行うよう求めることで合意したと述べた。SBSTAは結論書（FCCC/SBSTA/2010/L.12）を採択した。

オーストラリアは、REDD+のキャパシティビルディングに注目し、進展が限られていることを嘆き、実質的な結論書で合意する必要があるが、多くの場合、手続き上の結論書で終わっていると述べた。

手法論問題（議定書）：HCFC-22/HFC-23：進行役のAdjuwonは、非公式協議について報告し、各締約国ともこの問題に関する理解を深める必要があると表明し、事務局に対し、他の政府間プロセスでの新しい展開を含めたテクニカルペーパーの作成を要請したと述べた。

SBSTAは結論書（FCCC/SBSTA/2010/L.5）を採択した。

炭素回収貯留（CCS）：進行役のBarataは、非公式協議について報告し、多くの問題で見解が分かれたが、今国会前および会合中に締約国が提出した意見を取りまとめ、SBSTA 33でも交渉を継続することで合意したと指摘した。SBSTAは結論書（FCCC/SBSTA/2010/L.11）を採択した。

クウェートとカタールは、CDMにCCSを含めることの重要性を強調した。

CDMにおける標準化ベースライン：SBSTAは結論書（FCCC/SBSTA/2010/L.10）を採択した。

日本は、プロジェクトごとのベースライン設定は負担が大きいと指摘し、標準化ベースラインであれば、CDMの利用可能性を広げ、地域配分も改善できると指摘する一方、環境十全性を確保することが重要だと強調した。EUは、標準化ベースラインは取引コストを削減し、プロジェクトの配分を改善し、CDMの確実性を高めると述べた。

枯渇森林：進行役のSanhuezaは、CDMに枯渇森林問題を入れるかどうかでは合意に至らなかったと報告

した。SBSTA 33でもこの問題を取り上げる。

GHGsのCO2換算を計算する共通計算式：進行役のGytarskyは、非公式協議について報告し、締約国は、結論書に関し、合意できなかったと述べた。SBSTA 33でもこの問題を議論する。

議定書2.3条（政策措置の悪影響）：SBSTAは結論書（FCCC/SBSTA/2010/L.13）を採択した。

関連国際機関との協力：SBSTAは結論書（FCCC/SBSTA/2010/L.4）を採択した。

気候変動緩和の科学的、技術的、社会経済的側面：バルバドスはAOSISの立場で発言し、この問題に関するSBSTA結論書案は受け入れられないと述べた。AOSISは、世界の平均気温の上昇を2°C以下ではなく1.5°C以下に抑えるオプションに関するテクニカルペーパー作成を事務局に要請することを提案し、LDCsの立場で発言したレソト、EUの立場で発言したスペイン、パナマ、南アフリカ、オーストラリア、コロンビア、マラウイ、フィリピン、ノルウェーの支持を得た。サウジアラビアとクウェートはこれに反対し、サウジアラビアは、テクニカルペーパーでは特に各国の約束の分析、スピルオーバー効果、対応措置を検討することを提案した。

この時点で、非公式協議のため、プレナリーを中断した。再開後、サウジアラビアは、ベネズエラ、クウェート、カタールの支持を受け、スピルオーバー効果に言及するはずだった妥協案について、これは受け入れられないと述べた。サウジアラビアは、事務局にこの作成作業をする能力があるかどうか疑問を投げた。バルバドスは、テクニカルペーパー作成に対するSIDS、アフリカ、LDCs、中南米カリブ海諸国からの支持を強調した。ボリビアは、ニカラグアの支持を受け、1°C目標の分析も行うよう提案した。

ミクロネシア連邦は、グアテマラの支持を受け、この議題項目の議論を終了するというSBSTA議長Konatéの提案に異議を唱えた。南アフリカ、その他は、非公式協議での議論に移ることを支持した。SBSTAプレナリーは非公式協議開催のため、再度中断された。

再会プレナリーで、SBSTA議長のKonatéは、結論書を原案通り採択するよう提案した。ロシアは議事進行問題を提起し、SBSTAの中断を要請し、グアテマラ、グレナダもこれを支持した。グレナダは、提案文書は「前に同意した締約国も、今は反対している」と強調した。同代表は、「目標を動かす」問題であるとし、「締約国が、信頼性や誠実さを無視してプロセスを転覆させる前例を作るわけにはいかない」と強調した。

午後10時6分、SBSTA議長のKonatéは、SBSTA閉会プレナリーを木曜日まで中断した。

SBI閉会プレナリー

条約6条（教育、訓練、啓発）：SBIは結論書（FCCC/SBI/2010/L.5）を採択した。

条約4.8条および4.9条に関する問題：決定書1/CP.10（プエノスアイレス行動計画）の実施：SBIは結論書

(FCCC/SBI/2010/L.7) を採択した。

LDCs: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2010/L.2/Rev.1) を採択し、レソトはLDCsの立場で発言し、附属書II締約国に対し、LDC基金 (LDCF) への寄付の増額を求め、LDCFは、NAMAsの作成および実施に対する資金援助のほか、LDC作業計画の他の要素にも支援されることを期待すると述べた。同代表は、結論書ではこのことへの言及がないことに失望感を表明した。バングラデシュはG-77/中国の立場で発言し、締約国に対し、NAPAsの実施支援を求めた。

キャパシティビルディング (条約): SBIは結論書 (FCCC/SBI/2010/L.11) を採択した。

キャパシティビルディング (議定書): SBIは結論書 (FCCC/SBI/2010/L.12) を採択した。

適応基金のレビュー: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2010/L.13) を採択した。スペインはEUの立場で発言し、第1回レビューを待望しているとし、COP/MOP 6では信託基金の暫定規定を検討することが重要であり、現在進行中のプロジェクトがこのレビューのため影響されることがあってはならないと強調した。

遵守に関する議定書の改定: 締約国は、SBI 33でもこの問題の審議を続けることで合意した。

附属書Bに含まれるべきとのカザフスタンの提案: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2010/L.6) を採択した。

事務管理上、資金上、制度上の問題:

2010-11年の2カ年度予算実績: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2010/L.8) を採択した。

本部契約の実施: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2010/L.10) を採択した。

特権と免責: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2010/L.9) を採択した。

国際取引ログ (ITL) 料金の徴収方法: SBIは結論書ならびにCOP/MOP決定書草案 (FCCC/SBI/2010/L.4 & Add.1) を採択した。

非附属書I国別報告書: 非附属書I国別報告書に関する専門家諮問グループ (CGE): SBIは結論書 (FCCC/SBI/2010/L.18) を採択した。

条約12.5条 (国別報告書提出頻度) の更なる実施: SBIは結論書 (FCCC/SBI/2010/L. 20) を採択した。ブラジルはG-77/中国の立場で発言し、条約12.5条の更なる実施の検討について、共通だが差異のある責任を考慮に入れるべきだと強調した。また、国別報告書作成要求については、非附属書 I 締約国が附属書I締約国以上に費用を支払うことがあってはならないと強調した。同代表は、技術支援は持続可能な形で提供されるべきだとし、より前進するためには、締約国から、SBIの更なる実施に関する意見提出を求めるのが最善だと強調した。また同代表は、他の組織におけるこの問題の議論が、SBIでの議論に早まった判断を与えることがあってはならないと述べた。

資金援助と技術支援：SBIは結論書（FCCC/SBI/2010/L.17）を採択した。スペインはEUの立場で発言し、非附属書I諸国の国別報告書作成に適切な資金援助を行う必要があると認識し、GEFの第5回資金補填に満足
の意を表した。サウジアラビアは、GEFの下での透明性のある資金割当に関し、深刻な懸念があることを強
調した。

資金メカニズム:資金メカニズム第4回レビュー：SBIは結論書（FCCC/SBI/2010/L.15）を採択した。フ
ィリピンはG-77/中国の立場で発言し、第4回レビューは単なる運用機関のレビューではなく資金メカニズム
の完全なレビューとすべきだと強調した。

GEF報告書：SBIは結論書（FCCC/SBI/2010/L.16）を採択した。フィリピンはG-77/中国の立場で発言し、
資金供与に関係し、本議題項目の下で各項の全面的な検討が行えるGEFの最終報告書を待っていると指摘し
た。

特別気候変動基金（SCCF）の評価：SBIは結論書（FCCC/SBI/2010/L.19）を採択した。

技術移転：SBIは結論書（FCCC/SBI/2010/L.3）を採択した。

議定書附属書B締約国の年次概括算定報告書：SBIは、この問題で結論を出すに至らず、SBI 33で議論を続
けることとなった。

ボリビアは、結論が出なかったことへの失望感を表明し、先進国による「メカニズムの悪用」を指摘し、
排出削減責任を途上国に転化し、自国内で利益を上げるため柔軟性メカニズムを利用していると述べた。ベ
ネズエラも失望感を表明し、京都議定書の原則尊重に関し、先進国は明確なシグナルを出していないと指摘
した。

附属書I国別報告書およびGHGインベントリデータ：SBIは、結論に達せず、SBI 33で議論を続けることにな
った。

ボリビアは、先進国が4年後の国別報告書提出を希望したことに失望感を表明し、先進国にはその前に提出
できる資源があると指摘した。同代表は、大半の先進国の排出量が「急激に増加」していると指摘した。中
国はG-77/中国の立場で発言し、非附属書I諸国は、国別報告書提出の頻度を上げるよう「圧力を受けている」
ことを嘆き、その一方で附属書I諸国は同様に頻度を上げることを拒否していると述べた。同代表は、「条約
12.5条の更なる実施」に関する新しい議題小項目を入れるよう要請し、自身のステートメントを報告書に反
映させるよう求めた。スペインはEUの立場で発言し、合意がなかったことへの失望感を表明し、国別報告書
の改善ではレビュープロセスの重要性を強調した。そして、未解決である国別報告書については、定期的、
適切、期限内に進展されるべきだと力説した。

議定書3.14条（対応措置の悪影響と影響）： SBIは結論書（FCCC/SBI/2010/L.14）を採択した。

政府閣会合のアレンジ： パプアニューギニアは、カンクンを成功させるにはハイレベルセッションが前提条件になると述べた。同代表は、グアテマラの支持を受け、議長団に対し、ハイレベルセグメントをアレンジし、8月のAWG-KP 14/AWG-LCA 12とCOP 16の間のハイレベルセグメント開催を要請するよう提案した。コロンビア、ブラジル、ボリビア、その他は、この提案に反対した。

EUは、この企画提案を支持したが、そのタイミングについては反対した。パプアニューギニアは、その後、ハイレベルセグメントのタイミングに関する提案を取り下げた。その後、多数の締約国がハイレベルセグメント開催提案への支持を表明した。ベネズエラは、提案の背景となる理由、資金面への影響について更なる説明を求めた。締約国は非公式協議後、SBIは「ハイレベルセグメント開催に向けアレンジするよう議長団ならびに次期議長に求める」とする文書で合意した。SBIは結論書（FCCC/SBI/2010/L.21）を原案通り採択した。

地球の友は環境NGOsの立場で発言し、市民団体が非公式協議を含め全ての会議に参加する必要があると強調した。同代表は、カンクンでは市民団体の交渉会場入場を制限しようとする提案に懸念を表明し、「コペンハーゲンでの過ちを繰り返さない」よう求めた。

閉会ステートメント： 締約国は会議報告書（FCCC/SBI/2010/L.1）を採択した。

イエメンはG-77/中国の立場で発言し、非附属書I国別報告書作成のコストで合意された全額の供与および予測可能な資金供与の必要性を強調した。同代表は、適応基金レビューに関し明確な結果がなかったことを嘆き、資金メカニズムの第4回レビューが基金の運用効果向上への道筋をつけることになって欲しいと述べた。

スペインはEUの立場で発言し、2008年のEUの域内排出量が1990年比で11.3%減少したと述べ、適応、資金、国別報告書、条約6条など主要要素で前進がみられたことを歓迎した。

オーストラリアはアンブレラグループの立場で発言し、国別報告書の内容を充実させ提出頻度を増加する必要があると強調し、資金メカニズムの第4回レビューについて結論が出なかったことに失望感を表明した。

レソトはLDCsの立場で発言し、LDC基金への資金追加を求め、GEFに対し、LDC作業プログラムの他の要素へも支援を提供するよう提案した。

コンゴ民主共和国はアフリカグループの立場で発言し、資金、技術移転、キャパシティビルディングを「アフリカ諸国がSBIに決定的な行動をとることを期待する」分野であると説明し、適応基金のレビューの委託条件を採用し、レビューの範囲に関するこれまでの決定書を尊重するよう締約国に求めた。

メキシコは、COP 16では透明性のある全員参加プロセスを作るとの全面的な約束を繰り返した。

SBI議長のOwen-Jonesは午後9時51分、SBI 32の閉会を宣言した。

コンタクトグループおよび非公式協議

第3項目 (AWG-LCA) : 対応措置 : 午前中のコンタクトグループは、AWG-LCA議長の質問書 (http://maindb.unfccc.int/library/view_pdf.pl?url=http://unfccc.int/files/meetings/ad_hoc_working_groups/lca/application/pdf/awg-lca_response_measures.pdf) に基づき、対応措置の経済的、社会的影響を中心に議論した。

アルゼンチンはG-77/中国の立場で発言し、気候に関係する貿易上の差別を行わないよう先進国に求めた。同代表は、対応措置の影響を最小限に抑える方法を探るフォーラムの設置を提案した。シェラレオネはアフリカグループの立場で発言し、COPの下でのフォーラムの設置を支持した。

アフリカグループは、AOSISの立場で発言したセントビンセント、グレナディーン諸島、米国、EUと共に、対応措置に関する議論は適応に関する議論と分けるべきだと強調した。アフリカグループは、AOSISと共に、影響を受けるのは化石燃料輸出国を超え、SIDSやLDCsにまで及んでいると強調した。オーストラリアは、最も脆弱な諸国に焦点を当てる必要があると指摘した。バルバドスは、最初の段階では、アフリカ諸国、LDCs、およびSIDSのニーズを優先させるべきだと述べた。同代表は、この問題に対応する制度構造を決める前に、対応措置のプラスおよびマイナスの影響を評価することを強調した。

スペインはEUの立場で発言し、非附属書I締約国に対し、包括的な国別報告書または補足情報を提出し、対応措置の影響について報告するよう奨めた。同代表は、米国、オーストラリア、ニュージーランド、スイスと共に、新しい制度の設置に反対した。米国は、対応措置に関する別なチャンネル強化についての他の締約国の提案を指摘した。

シンガポールは、附属書II諸国による資金援助および技術支援を求め、貿易面の懸念については、詳しく議論することで意見が一致した場合以外は、条約3.5条（開放的な国際経済システム）に言及するだけで十分だろうと指摘した。米国と日本は、条約3.5条は貿易の懸念に適切に対応すると指摘した。ニュージーランドは、世界貿易機関の下での貿易措置の議論を提案し、予見されない影響結果については外交チャンネルや開発援助チャンネルを通して対応することを提案した。

日本は、全ての締約国における対応措置の影響について理解を深める必要があると指摘し、国別報告書が適切なチャンネルであろうと述べた。ニュージーランドは、国別報告書を通し対応措置の影響を報告するよう提案し、影響を受ける締約国は、SBIでの附属書I国別報告書のレビューにおいて、懸念を表明するよう提案した。同代表は、こういったプロセスを一度利用するなら、その後、これを強化できると述べた。

サウジアラビアは、途上国へのマイナスのスピルオーバー効果を回避することは不可能だと強調し、全ての締約国はこれに適応しなければならないと強調した。同代表は、政策措置により途上国の歳入が大幅に減額される場合、そのような状況に対応する保険および資金リスク管理に注目し、こういった脆弱性は条約4.8条（気候変動の悪影響および対応措置の影響）でも認識されていると指摘した。同代表は、政策選択に関する情報を交換し、政策ガイダンスを提供するため、SBIの下で対応措置を議論する新しいフォーラムが必要だと指摘した。同代表は、このフォーラムは特定の作業計画を有し、毎年報告する必要があると述べた。

ボリビアは、先進国は大気空間の割合を280%過剰利用してきたと指摘し、気候の債務を認め、対応措置を原因とする経済的損失を補償するよう求めた。同代表は、対応措置を検討する常設フォーラム設置を支持し、そのようなフォーラムは、先住民社会と協力し、先住民から事前のインフォームドコンセントを得るよう求めた。

ブラジルは、エクアドルと共に、国境での関税や非関税財政措置の適用といったユニラテラルな気候関連貿易措置の禁止など、保護主義的な貿易措置について議論することを提案した。トルコは、国別報告書など既存のチャンネルを強化する一方、新しいフォーラムを設置することを支持した。

エクアドルは、公平な補償、正当な労働者の移動、経済多角化への支援の必要性を強調し、常設フォーラムの設置も強調した。アルジェリアは、一つの資源にしか頼れない緒国の課題を強調し、適応および緩和両方の章で対応措置に言及することを支持した。レバノンも、対応措置の影響全体に関する理解を深めるモデル研究、技術移転の利益、経済多角化でのウィン-ウィン解決法を強調した。メキシコは、低炭素成長路線に乗るための技術移転、訓練、キャパシティビルディングを強調し、研究および評価の追加も強調した。同代表は、情報交換のための国別報告書利用に焦点を当てた。

スイスは、原因と影響に関する科学知識を増やす必要があると強調し、国別報告書の報告内容強化は可能であると指摘した。グアテマラは、国別報告書は狭すぎるとし、UN貿易開発会議のような既存の専門家フォーラムの活用を提案した。

附属書I排出削減量 (AWG-KP) : 共同議長のLefevereは、附属書I締約国全体および個別の排出削減量の規模、基本年、約束期間の長さなどに関する締約国間の二国間折衝について報告した。同共同議長は、これらの問題では意見の一致がなかったと報告した。同共同議長は、今後のステップについて、一部の締約国から次の提案が出されると述べた：事務局によるさらなる技術分析、LULUCFおよびAAUsの繰越への期待と意図に関する附属書I締約国の情報提出、たとえば数値に焦点を当てる8月の技術ワークショップ開催、柔軟性メカニズム、AAUsの繰越、LULUCFの規則。

締約国は、その後、火曜日に事務局が提出した、約束のQELROsへの転換に関する表について議論した。スイスは、この表を広く配布することに警告を発した。同代表は、他の多くの締約国と共に、この表に示した数値をメガトンではなくパーセンテージで表現するよう提案した。南アフリカは、アフリカグループで発言したガンビア、ミクロネシア連邦、ノルウェー、その他とともに、この表の広範な配布を支持した。ノルウェーは、数値は例証であり、暫定的であることを明確にすべきだと付け加え、アイスランドは、数値に過大な重要性をもたせることに警告を発した。ロシアは、表の有用性に疑問を呈し、計算方法に関する情報がないと指摘した。同代表は、日本と共に、表の広範な配布に反対した。スイスは、全面的な透明性を支持すると強調し、締約国のプレゼンテーションなど全ての資料を、事務局のホームページの「専用スペース」に掲載するよう提案した。

ミクロネシア連邦は、利用したデータソースについて質問した。ザンビアは、この表では第1約束期間の目標以上に達成した、また達成する締約国を示すべきだと提案した。ニュージーランドは、約束達成は絶対量だけでなく、LULUCFや柔軟性メカニズムの利用も含めると強調した。日本とオーストラリアは、附属書B締約国の行動だけでなく、全ての締約国の行動について議論することを支持した。ボリビアは、プレゼンテーションを行い、附属書B締約国の個別の削減目標、附属書B締約国全体の削減量、余剰のAAUsおよびLULUCFクレジットを考慮に入れた附属書B締約国全体の削減量を示した。

事務局は、多様な質問やコメントに応じて、この表では文書FCCC/KP/AWG/2010/INF.1（約束の取りまとめと関係する想定条件）に記載するデータを利用し、文書FCCC/TP/2010/2（約束のQELROsへの転換）の手法論を利用したと説明した。事務局は、数値をパーセンテージではなくトン数としたことに関し、これは基本年など次の約束期間の規則に関する想定条件が含まれると説明した。同代表は、第1約束期間で適用される規則を利用しても可能であったと述べた。

その後、締約国は、次のステップについて議論した。大半の締約国は、8月の会合での技術ワークショップ開催を支持した。EU、その他は、進展状況を反映させるテクニカルペーパーの更新を支持したが、日本とロシアは反対した。

廊下にて

水曜日、マリチームでは、狭い分科会室で、いくつかの非公式グループ会議が開催され、締約国は夕方のSBIおよびSBSTAプレナリーに間に合うよう、作業の終了を目指した。ある部屋では、ベテランの交渉担当者が、「後戻りすることがないだけでうれしい、SB 33ではそこから議論を始められる」とコメントした。カンクンでのSBI33で議論することが確実な問題の一つは、附属書Iの国別報告書関係である。これは締約国が提

出期限について合意できなかったためであり、また提案されているものに関し異なる理解を表明したため、あるオブザーバーは、「多数の公式、非公式の会議の後だから、締約国は互いに話もしないようだ」とため息をついた。

午後、多数の締約国とオブザーバーは、UNFCCC事務局長Yvo de Boerの歓送会であるSBI/SBSTA合同プレナリーから、目を潤ませつつ出てきた。de Boer氏がUNFCCC次期事務局長のChristiana Figueresに靴を送ったことに関し、ある交渉担当者は、「合わせるには本当に大きな靴だったが、彼女ならやれると確信している」と述べた。(欧米では、難しい仕事を引き継ぐ場合、大きすぎる靴という比喻を使う一記者注)

SBSTAの閉会プレナリーは夜遅くまで続けられた。気候変動緩和の科学的、技術的、社会経済的側面の議題項目において、1.5°C目標を分析するテクニカルペーパー作成に固執する者があったため、妥協案の受け入れが強く求められた。交渉に慣れたものはこのような意見対立を予想し、「議論の火花が散るのを見ようと正面の席を確保していたが、SBSTAが中断されようとは思わなかった」とあるオブザーバーは述べた。「G-77/中国の諸国間でも多様な関心があることはよく知られていたが、優先度の違いの中には、調整を難しくする問題が出てきたのは間違いない」と別な参加者はコメントした。一部のものは、テクニカルペーパーに関しそのように強力な反対意見が出てきた理由を憶測し、「SBSTAがこのテクニカルペーパーを要求するなら、IPCCに、第5次評価報告書での低排出シナリオの分析を求めるシグナルとみられるが、一部の国は、そのような展開に反対している」とある参加者は指摘した。

GISPRI仮訳